

令和6年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項

福島県教育委員会

試験期日や内容等に変更がある場合には、福島県教育委員会のウェブページでお知らせします。
(アドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>)

- ◆ 福島県では、急激な社会の変化の中で、「自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる児童生徒」を育成するために、学びの変革^{※1}を実現できる次のような教員を求めています。

- 「福島らしさ」^{※2}をいかした多様性を力に変える教育と、福島で学び福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を実践する教員
- 高い倫理観と教育に対する情熱・使命感を持ち、児童生徒に伴走しながら学び続ける教員
- 心身共に健康で、自らの強みや指導力をいかし、チームとして多様化・複雑化する教育ニーズに対応する教員

(第7次福島県総合教育計画より)

※1 学びの変革とは

- 全ての子どもに必要な力を育成するため、一方通行の画一的な授業から、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革すること

※2 「福島らしさ」とは

- 「はま・なか・あいづ」に代表される広い県土だからこその多様性、それぞれの地域の文化と歴史、豊かな自然環境といたった独自性
- 人と人との触れ合いや支え合いの精神など、人々の温かさや絆が息づいている県民性
- 東日本大震災及び原子力災害によって他の地域よりも複雑で多くの課題を抱える中で、地域等の人々が手を取り合って果敢に挑戦を続けていること

1 目的

本試験は、令和6年度福島県公立学校教員採用候補者を選考するために実施します。

2 募集する校種、教科(科目等)及び採用予定者数

校種等	教科(科目等)	採用予定者数
小学校教諭		300名程度
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	170名程度
高等学校教諭	国語、地理歴史(世界史、日本史、地理)、公民(倫理、政治・経済)、数学、理科(物理、化学、生物、地学)、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、農業(作物・園芸、農業土木、食品科学、畜産)、工業(機械、電気・電子、建築・土木、工業化学)、商業、水産(食品システム)、福祉	45名程度
特別支援学校教諭	小学部、中学部(中学校教諭と同一教科)、高等部(高等学校教諭と同一教科・科目。ただし、水産を除く。)	40名程度
養護教諭		20名程度

(注) (1) 採用予定者数には、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ及び大学推薦特別選考による採用予定者数を含みます。特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳによる採用予定者数(若干名)は別枠とします。

(2) 小学校教諭、中学校教諭の採用予定者数には、市町村立の特別支援学校における採用予定者数を含みます。

(3) 高等学校及び特別支援学校高等部の地理歴史、公民、理科、農業、工業及び水産(高等学校のみに限る。)については、それぞれ()に示した科目等ごとに選考します。

(4) 日本国籍を有しない者が名簿登載された場合は、任用の期限を付さない講師(常勤)に任用します。

3 選考区分、受験資格及び選考方法

(1) 一般選考

ア 受験資格

次の(ア)～(ウ)の要件をすべて満たす者

(ア) 校種等に応じ、下表に掲げる教員免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者

校種等	必要とする教員免許状
小学校教諭	小学校教諭普通免許状
中学校教諭	中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)
高等学校教諭	高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)

特別支援学校教諭	小学部…特別支援学校教諭普通免許状及び小学校教諭普通免許状 中学部…特別支援学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) 高等部…次の①、②のいずれかの要件を満たす者とする。 ① 特別支援学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)を有すること。 ② 高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)を有すること。 (②に該当する者は、採用後できるだけ早い時期に、特別支援学校教諭普通免許状を取得することを条件とします。)
養護教諭	養護教諭普通免許状

(注) (1) 次の場合は、令和6年度選考試験(令和5年度実施)においては教員免許状取得見込みとみなしません。

- ① 令和5年度教員資格認定試験を受験し、免許状を取得しようとする場合
- ② 令和5年度に実施される保健師国家試験を受験し、養護教諭免許状を取得しようとする場合
- (2) 必要とする教員免許状が令和6年3月31日までに取得できなければ、登載名簿から削除されます。
- (3) 免許更新手続きについて

教育職員免許法の改正により、施行日(令和4年7月1日)時点で有効な免許状(休眠状態の者を含む)は手続きなく有効期限のない免許状となっております。しかし、施行日前に有効期限又は修了確認期限を超過して「失効」した免許状では教職に就くことができませんので、十分に注意してください。

なお、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることができます。

- (4) 高等学校の「社会」の免許状所有者は、地理歴史又は公民のいずれか1教科に出願できます。

(イ) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者

(ウ) 昭和39年4月2日以降に生まれた者(令和6年4月1日現在の年齢が60歳未満の者)

イ 選考方法

(ア) 第一次選考試験

出願書類審査、筆答試験、実技試験(中学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭、高等学校の保健体育、音楽、美術、家庭及び特別支援学校受験者のうちこれらに該当する者)によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(イ) 第二次選考試験

出願書類審査、模擬授業(養護教諭受験者については場面指導)、小論文、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(2) 特別選考Ⅰ(教職経験者特別選考)

ア 受験資格

次の(ア)及び(イ)の要件をすべて満たす者

(ア) 教諭や養護教諭(任期付又は臨時的任用によらない採用者)として現職にあり、令和5年4月1日現在継続して2年以上の教職経験がある者、又は教諭や養護教諭(任期付又は臨時的任用によらない採用者)として過去に継続して2年以上の教職経験がある者。ただし、幼稚園での教諭経験は除きます。

(イ) 「(1) 一般選考 ア 受験資格」に示した受験資格をすべて有する者

イ 選考方法

(ア) 第一次選考試験

第一次選考試験の受験を免除します。

(イ) 第二次選考試験

出願書類審査、模擬授業(養護教諭受験者については場面指導)、小論文、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(3) 特別選考Ⅱ(臨時的任用職員等経験者特別選考)

ア 受験資格

次の(ア)及び(イ)の要件をすべて満たす者

(ア) 福島県内の公立学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校)及び同県内の国立大学法人附属学校において、任期付職員、臨時的任用職員又は特定会計年度任用職員(非常勤講師)(福島県内の市町村が任命し、自ら設置する小学校、中学校、義務教育学校で任用している任期付職員、臨時的任用職員、特定会計年度任用職員(非常勤講師)を含む。)として直近の3年度間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)に、通算15ヶ月以上の教職経験がある者

ただし、任期付職員、臨時的任用職員の教職経験については、1日でも勤務した月は1ヶ月とみなし、特定会計年度任用職員(非常勤講師)の教職経験については、週3日以上(1日の勤務時間は問わない。)任用されていることを条件としてそれぞれ通算できます。

なお、「教職経験」として通算できる職種は、教諭、常勤講師、非常勤講師とし、実習助手、学習支援員等は含まないものとします。

(イ) 「(1) 一般選考 ア 受験資格」に示した受験資格をすべて有する者

イ 選考方法

(ア) 第一次選考試験

出願書類審査、筆答試験(教職教養[共通問題]を除く。)、実技試験(中学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭、高等学校の保健体育、音楽、美術、家庭及び特別支援学校受験者のうちこれらに該当する者)によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(イ) 第二次選考試験

出願書類審査、模擬授業(養護教諭受験者については場面指導)、小論文、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(4) 特別選考Ⅲ(スポーツ・芸術等特別選考)

ア 受験資格

高等学校教諭に応募し、次の要件を満たす者

下記のスポーツ分野において、国際規模の大会(オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会及びこれらに準じる国際大会)に出場した者又は全国規模の大会(国民体育大会、全日本選手権大会及びこれらに準じる全国大会)でベスト8以上の成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績(経験)を有する者

募集する分野 **スポーツ分野(種目)：ソフトテニス**

※ 令和6年度は、芸術分野の募集は行いません。

イ 選考方法

(ア) 事前審査

出願書類により受験資格を審査します。

なお、高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)を有する者に限り、特別選考Ⅲの対象とならなかった場合でも、一般選考の第一次試験を受験することができます。(希望する場合、志願書に必要事項を記入してください。)

(イ) 第一次選考試験

出願書類審査及び個人面接によるものとし、これらについて経験と実績を重視した上で、一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(ウ) 第二次選考試験

出願書類審査、模擬授業、小論文、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

ウ 教員免許状の取得について

特別選考Ⅲは、出願時に高等学校教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者以外でも、上記アの受験資格を満たせば、出願することができます。

ただし、選考の結果採用内定となった者は、令和5年度末までに福島県教育委員会により、特別免許状の交付を受けなければなりません。

* 特別免許状とは、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に迎え入れ、学校教育の活性化を図る観点から設けられた特別免許状制度にもとづき、各都道府県教育委員会が授与する教員免許状であり、その都道府県においてのみ効力を有します。

特別免許状の交付を受けるためには、各都道府県教育委員会の推薦及び教育職員検定の合格が必要となります。

詳細につきましては、福島県教育庁高校教育課 教員採用担当 までお問い合わせください。

(電話 024-521-7770)

(5) 特別選考Ⅳ(社会人経験等特別選考)

ア 募集分野(教科)：情報

イ 受験資格

高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部に応募し、次の(ア)及び(イ)の要件をすべて満たす者

(ア) 次の a、b のいずれかの社会経験を有する者

a 民間企業、官公庁、研究機関等において ICT 専門職もしくはこれに準じる職種に従事し、常勤で継続して2年以上勤務した経験のある者

b 小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、大学・短大、専門学校等の教員として、情報分野の指導や ICT の活用・普及に従事し、常勤で継続して2年以上勤務した経験のある者

(イ) 独立行政法人情報処理推進機構が行う次の a～d のいずれかの「情報処理技術者試験」に合格している者

a 基本情報技術者試験

b 情報セキュリティマネジメント試験

c 応用情報技術者試験

d 情報処理技術者試験要綱の試験区分にもとづく高度試験

ウ 選考方法

(ア) 事前審査

出願書類により受験資格を審査します。

なお、高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)を有する者に限り、特別選考Ⅳの対象とならなかった場合でも、一般選考の第一次試験を受験することができます。(希望する場合、志願書に必要事項を記入してください。)

(イ) 第一次選考試験

出願書類審査及び個人面接によるものとし、これらについて経験と実績を重視した上で、一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(ウ) 第二次選考試験

出願書類審査、模擬授業、小論文、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

エ 教員免許状の取得について

特別選考Ⅳは、出願時に高等学校教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者以外でも、上記イの受験資格を満たせば、出願することができます。

ただし、選考の結果採用内定となった者は、令和5年度末までに福島県教育委員会により、特別免許状の交付を受けなければなりません。(特別免許状 ※P3 参照)

(6) 大学推薦特別選考

ア 受験資格

次の(ア)～(ウ)の要件をすべて満たし、大学等から推薦を受けた者

(ア) 福島県の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭になることを第一志望とし、福島県が求める教員像にふさわしい資質と能力を有する者

(イ) 学業成績が優秀で、大学内外の諸活動の実績が顕著である者

(ウ) 「(1) 一般選考 ア 受験資格」に示した受験資格をすべて有する者

※ 詳細は、別紙「令和6年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験 大学推薦特別選考実施要項」による。

イ 選考方法

(ア) 第一次選考試験

出願書類審査、筆答試験(教職教養[共通問題]を除く。)、実技試験(中学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭、高等学校の保健体育、音楽、美術、家庭及び特別支援学校受験者のうちこれらに該当する者)によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(イ) 第二次選考試験

出願書類審査、模擬授業、小論文、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

(7) 障がいのある志願者への合理的配慮の提供

「(1) 一般選考」、「(2) 特別選考Ⅰ」、「(3) 特別選考Ⅱ」、「(4) 特別選考Ⅲ」、「(5) 特別選考Ⅳ」又は「(6) 大学推薦特別選考」に示した受験資格のいずれかに該当する志願者の中で、障がいのあることを証明する「身体障害者手帳」等を所有し、障がいの状態等に応じた「問題や解答用紙の拡大」、「手話通訳者の配置」等の合理的配慮の提供を必要とする者は、「志願書」及び「障がいのある志願者への合理的配慮の提供に関する申請書」に必要事項を記入の上、「身体障害者手帳」等の写しを添えて出願してください。

障がいの状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定します。

(8) 選考方法及び出願の特例

ア 第一次選考試験免除

令和5年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験(令和4年度実施)の第一次選考試験に合格して、第二次選考試験を有効に受験し名簿登載にならなかった受験者(採用辞退者を除く。)については、令和6年度選考試験(令和5年度実施)において、令和5年度選考試験と同一の校種等、教科(科目等)を志願する場合は、出願の際、志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、第一次選考試験の受験を免除します。

なお、本取扱いは、**第一次選考試験(併願の場合は第一志望)に合格して第二次選考試験を受験し、名簿登載にならなかった年度の翌年度に限る**ものであることに注意してください。

イ 英語教科試験における加点

(ア) 小学校教諭、特別支援学校教諭小学部の志願者で、次の①～③のうち1つ以上を出願時に取得している場合、志願書に必要事項を記入するとともに、証明書のコピー等を提出することにより、英語教科試験において、加点(2点)します。

① 実用英語技能検定2級以上

② TOEFL iBT 42点以上

③ TOEIC L&Rのスコア(1倍)とTOEIC S&Wのスコア(2.5倍)を合算したスコアが1150以上

(イ) 中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部又は高等部の英語志願者で、次の①～③のう

ち1つ以上を出願時に取得している場合、志願書に必要事項を記入するとともに、証明書のコピー等を提出することにより、英語教科試験において、加点(12点)します。

○ 中学校教諭及び特別支援学校教諭中学部の英語志願者

① 実用英語技能検定準1級以上

② TOEFL iBT 72点以上

③ TOEIC L&Rのスコア(1倍)とTOEIC S&Wのスコア(2.5倍)を合算したスコアが1560以上

○ 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の英語志願者

① 実用英語技能検定1級

② TOEFL iBT 95点以上

③ TOEIC L&Rのスコア(1倍)とTOEIC S&Wのスコア(2.5倍)を合算したスコアが1845以上

※ すべての校種において、資格を取得した期日を問わないこととします。

ウ 「情報」免許状取得に係る加点

高等学校教諭、特別支援学校教諭高等部の志願者(情報志願者を除く。)で、出願時に「情報」の免許状を取得している場合、志願書に必要事項を記入するとともに、証明書のコピー等を提出することにより、教科試験において、加点(6点)します。

エ 複数免許状取得に係る加点

(ア) 小学校教諭の志願者で、次の①、②のうち1つ以上を出願時に取得している、又は取得見込みの場合、志願書に必要事項を記入するとともに、証明書のコピー等を提出することにより、教科試験において、加点(6点)します。

① 中学校教諭普通免許状

② 特別支援学校教諭普通免許状

(イ) 中学校教諭の志願者で、次の①～③のうち1つ以上を出願時に取得している、又は取得見込みの場合、志願書に必要事項を記入するとともに、証明書のコピー等を提出することにより、教科試験において、加点(6点)します。

① 小学校教諭普通免許状

② 受験教科以外の中学校教諭普通免許状(募集する教科に限る。)

③ 特別支援学校教諭普通免許状

なお、複数免許状取得ができないことが分かった時点で、速やかに報告してください。

また、加点申請をした者が、免許状を複数取得することができなければ、名簿登載された後でも名簿から削除される場合があります。

オ 特別支援学校との併願

志願者は、1つの校種及び教科(科目等)に限り出願できるものとし、二重出願及び複数教科(科目等)にわたる出願は認めません。

ただし、中学校の志願者(特別選考Ⅰ、Ⅱ及び大学推薦特別選考による受験者を除く。)で、特別支援学校教諭普通免許状を所有(令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。)している場合、志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、特別支援学校を第二志望とすることができます。

なお、第一次選考においては、第一志望の校種、教科で受験することになります。

また、合否の取扱いは、次のとおりです。

(ア) 特別支援学校を第二志望とした者が中学校の第一次選考に合格した場合には、第二次選考試験において、中学校の試験に加え、特別支援学校の試験も受けることとなります。

なお、第二次選考の合否判定において中学校が不合格になった場合は、特別支援学校受験者として再度選考され、合格した場合は特別支援学校教諭の名簿登載者となります。

(イ) 中学校の第一次選考が不合格になった者が、第二志望の特別支援学校第二次選考の受験資格を得た場合は、特別支援学校の第二次選考試験のみ受けることとなります。これにより、第二次選考では特別支援学校受験者として選考され、合格した場合は特別支援学校教諭の名簿登載者となります。

カ 中学校と高等学校との併願

志願者は、1つの校種等・教科(科目等)に限って出願できますが、以下の場合に限り、志願書に必要事項を記入して申し出ることにより併願を認めます。

(ア) 中学校又は高等学校の国語、数学、英語の志願者(特別選考Ⅰ及び大学推薦特別選考による受験者を除く。)は、同一教科について受験する場合に限り、第二志望としてそれぞれ高等学校又は中学校の国語、数学、英語を併願することができます。(※ ただし、特別支援学校との併願はできません。)

(イ) 第一次選考試験における国語、数学、英語併願受験者の選考について

第一志望の校種・教科(国語、数学、英語)で第二次選考試験受験対象者とならない者について、第二志望の校種・教科(国語、数学、英語)において再度選考を行い、第二次選考試験受験対象者とする場合があります。

なお、第二次選考試験では第一次選考試験で通過した校種・教科(国語、数学、英語)の受験者とし

て選考し、合格した場合は当該校種・教科(国語、数学、英語)による名簿登載者となります。

※ 採用後は原則として、採用された校種において異動することとなります。

キ 中学校における小学校との併願

中学校の志願者(特別選考Ⅰ及び大学推薦特別選考を除く。)で、小学校教諭普通免許状を所有(令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。)している場合、志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、小学校を第二志望とすることができます。(※ ただし、高等学校及び特別支援学校との併願はできません。)

なお、第一次選考においては、第一志望の教科に加え、小学校の教科(国語、算数)を受験することになります。

また、合否の取扱いは、次のとおりです。

(ア) 中学校の第一次選考に合格した者が、小学校の教科(国語、算数)において基準を満たした場合には、第二次選考試験において、中学校の試験に加え、小学校の試験も受けることとなります。

なお、第二次選考の合否判定において中学校が不合格になった場合は、小学校受験者として再度選考され、合格した場合は小学校教諭の名簿登載者となります。

(イ) 中学校の第一次選考が不合格になった者が、小学校の教科(国語、算数)で基準を満たした場合は、小学校の第二次選考試験のみ受けることとなります。

これにより、第二次選考では小学校受験者として選考され、合格した場合は小学校教諭の名簿登載者となります。

ク 教科「情報」との併願

高等学校及び特別支援学校高等部の志願者(特別選考Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ及び大学推薦特別選考による受験者を除く。)で、「情報」の普通免許状を所有(令和6年3月31日までに取得見込みの者を含む。)している場合、志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、教科「情報」を第二志望とすることができます。

なお、第一次選考においては、第一志望の教科(科目等)に加え、「情報」の教科試験を受験することになります。

また、併願受験者の選考については、次のとおりです。

(ア) 第一志望の教科(科目等)で第二次選考試験受験対象者とならない者について、第二志望の教科「情報」において再度選考を行い、第二次選考試験受験対象者とする場合があります。

なお、第二次選考試験では教科「情報」の受験者として選考し、合格した場合は教科「情報」による名簿登載者となります。

ケ 地域採用枠の設置

(ア) 小学校、中学校、高等学校及び養護教諭の一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考において、「奥会津採用枠」及び「相双採用枠」を設定します。志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、どちらか1つの地域採用枠のみ希望することができます。(※ ただし、特別支援学校との併願はできません。)

(イ) 中学校及び高等学校においては、募集するすべての教科(科目)において実施します。(ただし、高等学校の奥会津採用枠では工業及び水産、相双採用枠では水産を除く。)

(ウ) 地域採用枠における勤務地区及び配置校は、次のとおりです。

<奥会津採用枠>

小学校、中学校及び養護教諭勤務地区

南会津西部【南会津町(舘岩、南郷、伊南)、只見町、檜枝岐村】

両沼西部【三島町、金山町、昭和村】

高等学校配置校：川口高等学校、南会津高等学校、只見高等学校

<相双採用枠>

小学校、中学校及び養護教諭勤務地区

相馬【新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村】

双葉【浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、川内村、楡葉町、広野町】

高等学校配置校：ふたば未来学園高等学校、相馬高等学校、相馬総合高等学校、原町高等学校、相馬農業高等学校、小高産業技術高等学校

(※ 採用後は、同地区に10年程度勤務することとなります。)

(エ) 一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の選考区分の受験者と同様の試験を行います。第一次選考試験を地域採用枠で受験し、第二次選考試験受験対象者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は、一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の第二次選考試験対象者となります。

なお、第二次選考試験において地域採用枠での採用候補者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は名簿登載者となります。

コ 特別支援学級枠の設置

小学校普通免許状に加え、特別支援学校教諭普通免許状を取得している、又は取得見込みの者は、志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、希望することができます。

(ア) 小学校教諭の一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考において、「特別支援学級枠」を設定します。

(※ ただし、他校種との併願及び地域採用枠との併願はできません。)

(イ) 小学校の一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の選考区分の受験者と同様の試験を行います。第一次選考試験を特別支援学級枠で受験し、第二次選考試験受験対象者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は、一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の第二次選考試験対象者となります。

なお、第二次選考試験において特別支援学級枠での採用候補者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は名簿登載者となります。

(ウ) 採用後は、小学校において特別支援学級又は通級指導教室を担当し、校内の特別支援教育を推進する役割を担うこととなります。(ただし、初任者研修及び2年次教員フォローアップ研修を終えた後とします。)

(エ) 採用後は、特別支援学級又は通級指導教室を有する学校間の異動を基本とします。

4 選考試験の会場、日程、内容等

(1) 第一次選考試験の受験校種等・教科別の実施日

【一般選考】 【特別選考Ⅱ】 【大学推薦特別選考】 校種等・教科	7月22日(土) 筆答試験	7月23日(日) 実技試験
ア 小学校教諭受験者	○	—
イ 中学校教諭の国語、社会、数学、理科、英語受験者	○	—
ウ 中学校教諭の音楽、美術、保健体育、技術、家庭受験者	○	○
エ 高等学校教諭の国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、情報、農業、工業、商業、水産、福祉受験者	○	—
オ 高等学校教諭の保健体育、音楽、美術、家庭受験者	○	○
カ 特別支援学校教諭受験者のうちア、イ、エのいずれかの校種・教科で受験する者(ただし、水産を除く。)	○	—
キ 特別支援学校教諭受験者のうちウ、オのいずれかの校種・教科で受験する者	○	○
ク 養護教諭受験者	○	—

【特別選考Ⅲ】 【特別選考Ⅳ】 校種等・教科	7月22日(土) 面接	7月23日(日) 実技試験
ア 高等学校教諭受験者(特別選考Ⅳは特別支援学校教諭高等部を含む。)	○	—

筆答試験・特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳ面接

ア 期日 令和5年7月22日(土)

イ 試験会場等 ※ 受験者の駐車場はありませんので、自家用車ででの来場は認めません。また、車での送迎やタクシーを利用する場合も、会場周辺での乗降は避けてください。

※ 受験者数により試験会場が変更になる場合は、別途、受験者に通知します。

校種等・教科		試験会場	交通手段
小学校教諭		福島市立北信中学校 (福島市鎌田字御仮家20 電話024-553-5049)	東福島駅(福島駅より東北本線で6分)下車、徒歩5分
中学校教諭	国語、数学、理科	福島大学附属小学校 (福島市新浜町4-6 電話024-534-6441)	福島駅東口よりバス10分と徒歩1分、徒歩では20分
	社会、英語、音楽、技術	福島市立福島第四中学校 (福島市南平5-8 電話024-535-4240)	福島駅東口よりバス10分と徒歩5分、徒歩では20分
	美術、保健体育、家庭	福島大学附属中学校 (福島市浜田町12-26 電話024-534-6442)	福島駅東口よりバス10分と徒歩2分、徒歩では25分
高等学校教諭		福島県立橘高等学校 (福島市宮下町7-41 電話024-535-3395)	福島駅東口よりバス10分と徒歩2分、徒歩では20分
特別支援学校教諭		福島県立福島高等学校 (福島市森合町5-72 電話024-535-2391)	福島駅東口よりバス5分と徒歩1分、徒歩では15分
養護教諭		福島市立福島第一中学校 (福島市南町480 電話024-546-3504)	福島駅東口よりバス5分と徒歩3分、徒歩では20分

ウ 日程

受付	9:00 ~ 9:20 (各試験会場、各教室で行います。) ※ 情報の志願者(併願者を除く。)は、11:00~11:20
諸連絡・諸注意	9:20 ~ 10:00 ※ 情報の志願者(併願者を除く。)は、11:20~12:00
筆答試験、特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳ面接	10:20 ~ 15:10 ※ 特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳは、面接終了後、順次解散とします。

※ 中小併願者(一般選考、特別選考Ⅱ)は、中学校の試験後に小学校の教科試験(40分)を行います。

※ 情報併願者は、第一志望における筆答試験終了後に情報の教科試験(100分)を行います。

エ 内容

※ 学習指導要領からの出題は、次の学習指導要領からとします。(学習指導要領解説を含む)

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)

中学校学習指導要領(平成29年3月告示)

高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)

特別支援学校学習指導要領(平成29年4月告示・平成31年2月告示)

区分	校種等・教科		試験内容・時間	
一般選考	小学校教諭		教科試験(100分) (国語・算数各20分 英語(リスニングを含む)10分 他の教科50分)	教職教養試験(30分) 小学校・中学校 共通問題
	中学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語	教科試験(100分)	
		保健体育、音楽、美術、技術、家庭	教科試験(60分)	
	高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、情報、農業、工業、商業、水産、福祉	教科試験(100分)	教職教養試験(30分) 高等学校 共通問題
保健体育、音楽、美術、家庭		教科試験(60分)		

特別支援 学校教諭	小学部	教科試験 小学校教諭と同じ。	教職教養試験(30分) 特別支援学校 共通問題	
	中学部(全教科)	教科試験 中学校教諭と同じ。		
	高等部(全教科)	教科試験 高等学校教諭と同じ。		
養護教諭		養護に関する専門科目試験(60分)	教職教養試験(30分) 養護教諭共通問題	
特別選考Ⅱ・大学推薦特別選考	小学校教諭		教科試験(100分) (国語・算数各20分 英語(リスニングを含む)10分 他の教科50分)	
	中学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語	教科試験(100分)	
		保健体育、音楽、美術、技術、家庭	教科試験(60分)	
	高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、情報、農業、工業、商業、水産、福祉	教科試験(100分)	
		保健体育、音楽、美術、家庭	教科試験(60分)	
	特別支援 学校教諭	小学部	教科試験 小学校教諭と同じ。	
		中学部(全教科)	教科試験 中学校教諭と同じ。	
高等部(全教科)		教科試験 高等学校教諭と同じ。		
養護教諭		養護に関する専門科目試験(60分)		
特別選考Ⅲ・Ⅳ	高等学校教諭 (特別選考Ⅳは、特別支援学校教諭高等部を含む。)		個人面接(15分)	

- ※ すべての「教科試験」には「教科に関する教職教養問題」を含みます。
 ※ 中小併願者(一般選考、特別選考Ⅱ)は、中学校の試験後に小学校の教科試験(40分)を行います。
 ※ 情報併願者は、第一志望における筆答試験終了後に情報の教科試験(100分)を行います。

オ 試験科目等

(ア) 高等学校教諭受験者及び特別支援学校教諭高等部受験者の教科試験の試験科目等は、国語、数学、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、福祉以外の教科については、下表のとおりです。

教科	共通問題	選択問題(1科目等又は1分野を選ぶ。)
地理歴史	地理歴史科の基礎的内容	「世界史」、「日本史」、「地理」
公民	公民科の基礎的内容	「倫理」、「政治・経済」
理科	理科の基礎的内容	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」
農業	農業科の基礎的内容	「作物・園芸」、「農業土木」、「食品科学」、「畜産」
工業	工業科の基礎的内容	「機械」、「電気・電子」、「建築・土木」、「工業化学」
商業	商業科の基礎的内容	「マーケティング・マネジメント分野」、「会計分野」、「ビジネス情報分野」
水産	水産科の基礎的内容	「食品システム」

※ 商業は、選択分野を志願書に記入して申し出ることとします。その他の教科は志願する科目等を選択問題とします。(出願後の変更は認めません。)

カ 当日の携行品

- (ア) 受験票 (イ) 上履き (ウ) 下足を入れる袋等 (エ) 健康保険証
 (オ) 筆記用具(小学校教諭受験者は、鉛筆を含む。)
 (カ) 第一次選考試験結果通知のための返信用封筒(角形2号の封筒(糊付きのもの)に140円切手を貼付したものである。表面に志願者の郵便番号、住所、氏名を記入するとともに、封筒表面左下部に校種等・教科科目等・受験番号を記入して提出してください。)
 (キ) 算数、数学の受験者は、教科試験で分度器、コンパスの使用を不可とします。

- (ク) 農業、工業、商業受験者は、教科試験で次に示す用具を使用することが可能ですので準備してください。
 農業(農業土木のみ)…電卓(関数メモリーのあるもの。ただし、ポケットコンピュータは不可。)
 工業…電卓(関数メモリーのあるもの。ただし、ポケットコンピュータは不可。)、定規
 商業…そろばん又は電卓、定規

※ 昼食については、中小併願者及び情報志願者(併願者を含む)のみ持参してください。

実技試験

ア 期日 令和5年7月23日(日)

イ 試験会場等 ※ 受験者の駐車場はありませんので、自家用車での来場は認めません。また、車での送迎やタクシーを利用する場合も、会場周辺での乗降は避けてください。

	教科等	試験会場	交通手段
中学校教諭	美術、家庭	福島大学附属中学校 (福島市浜田町12-26 電話024-534-6442)	福島駅東口よりバス10分と徒歩2分、徒歩では25分
	保健体育	福島県立福島東高等学校 (福島市浜田町12-21 電話024-531-1551)	福島駅東口よりバス10分と徒歩2分、徒歩では25分
	音楽、技術	福島市立福島第四中学校 (福島市南平5-8 電話024-535-4240)	福島駅東口よりバス10分と徒歩5分、徒歩では20分
高等学校教諭	保健体育	福島県立福島東高等学校 (福島市浜田町12-21 電話024-531-1551)	福島駅東口よりバス10分と徒歩2分、徒歩では25分
	家庭	福島県立橘高等学校 (福島市宮下町7-41 電話024-535-3395)	福島駅東口よりバス10分と徒歩2分、徒歩では20分
	音楽、美術	福島県教育センター (福島市瀬上町字五月田16 電話024-553-3141)	福島学院前駅(福島駅より阿武隈急行で8分)下車、徒歩5分
特別支援学校教諭	中学部 音楽、美術、家庭、 保健体育、技術	中学校教諭受験者と同じ会場	中学校教諭受験者と同じ交通手段
	高等部 保健体育、音楽、 美術、家庭	高等学校教諭受験者と同じ会場	高等学校教諭受験者と同じ交通手段

ウ 日程

(ア) 受付 9:30~9:50(保健体育は、9:20~9:40)

(各実技試験会場において行います。)

(イ) 実技試験 10:00~13:00(オリエンテーションを含む。)

- 中学校(音楽、美術、保健体育、技術、家庭)、特別支援学校中学部(音楽、美術、保健体育、技術、家庭)、高等学校(保健体育、音楽、美術、家庭)、特別支援学校高等部(保健体育、音楽、美術、家庭)

※ いずれの校種も、受験者数により終了時刻が前後することがあります。

エ 当日の携行品

(ア) 受験票 (イ) 上履き (ウ) 下足を入れる袋等 (エ) 健康保険証

(オ) その他、次の「オ 実技試験内容・留意事項等」に示すもの

※ 試験当日は昼食時間を設けません。また昼食会場はありませんのでご注意ください。

才 実技試験内容・留意事項等

校種	教科	内容・留意事項等																		
中学校教諭・高等学校教諭	音楽	<p>(ア) 聴音</p> <p>⑦ 旋律</p> <p>⑧ 和声(4声)</p> <p>(イ) 演奏</p> <p>⑦ 初見視唱と初見視奏(視奏はピアノで行い、一部即興を含む。)</p> <p>⑧ 器楽(ピアノ)</p> <p>フランス組曲 第2番 BWV813 ハ短調より「クーラント」作曲 J.Sバッハ</p> <p>※ 繰り返しは省きます。</p> <p>⑦ 声楽 以下の3曲より当日指定する1曲を自分でピアノ伴奏しながら歌うこと。 (原語による歌唱とし、調性は原調でなくともよい。楽譜は各自持参すること。)</p> <p>① 「Per la gloria d'adorarvi」 作曲 G. ボノンチーニ</p> <p>② 「Im wunderschönen Monat Mai」 作曲 R. シューマン</p> <p>③ 「椰子の実」 作曲 大中寅二</p> <p>※ 当日前奏の一部省略を指示することがあります。</p> <p>① 自由曲1曲</p> <p>声楽、ピアノ又は他の楽器による演奏とします。ピアノ以外の楽器は各自持参し、試験会場への楽器搬入及び終了後の搬出は各自で行ってください。</p> <p>伴奏を必要とする場合、自主作成した旋律の入っていない伴奏音源及び再生機器を各自持参してください。</p> <p>なお、市販の伴奏CDの使用や第三者を伴奏者として同伴することは認めません。</p>																		
	美術	<p>絵画や立体造形の作品表現を通して、描写力や構成力、発想力等をみる問題</p> <p>※ テーマやモチーフについては、当日発表します。</p> <p>※ 中学校受験者は、透明水彩用具一式、不透明水彩用具一式、鉛筆デッサン用具一式、画用紙止めクリップを準備してください。</p> <p>※ 高等学校受験者は、鉛筆デッサン用具一式を準備してください。</p>																		
中学校教諭・高等学校教諭	保健体育	<p>(ア) 実技種目</p> <p>新体力テストの中から次の3種目を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反復横とび ・立ち幅とび ・長座体前屈 <p>「新体力テスト実施要項(12歳～19歳対象)スポーツ庁」に沿って行う。ただし、テストの得点は別に定める。</p> <p>(イ) 留意事項</p> <p>⑦ 運動のできる服装及び屋内用のシューズを準備してください。</p> <p>⑧ 縦15cm×横20cmの白布に志願校種及び受験番号を書き、運動着の胸部と背部に縫い付けておいてください。志願校種及び受験番号は、見やすいように油性ペン等で太く大きく、次の白布記入例のように書いてください。</p> <p>〈白布記入例〉</p> <table border="1" data-bbox="405 1503 552 1621"> <tr> <td>志願校種</td> <td>縦</td> </tr> <tr> <td>受験番号</td> <td>15cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横 20cm</td> </tr> </table> <p>※ 志願校種は次のように略して、受験番号とともに()の指定の色で記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="715 1503 1315 1644"> <tr> <td>中学校保健体育</td> <td>→</td> <td>中(赤)</td> </tr> <tr> <td>高等学校保健体育</td> <td>→</td> <td>高(黒)</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校中学部保健体育</td> <td>→</td> <td>特中(赤)</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校高等部保健体育</td> <td>→</td> <td>特高(黒)</td> </tr> </table> <p>⑦ 熱中症が心配されますので、水分や塩分の補給を十分に行ってください。(各自、水筒等を持参してください。)</p> <p>⑧ 当日の受付で、実技試験の班を確認し、自分の順番まで所定の場所で待ってください。</p> <p>⑧ 疾病等身体的理由により受験できない実技種目がある場合には、申告書(志願校種、受験番号、氏名、理由、受けられない種目を明記すること。様式任意。)を用意し、当日の受付及び当該種目実施時に、係員に当該申告書を提示してください。</p>	志願校種	縦	受験番号	15cm		横 20cm	中学校保健体育	→	中(赤)	高等学校保健体育	→	高(黒)	特別支援学校中学部保健体育	→	特中(赤)	特別支援学校高等部保健体育	→	特高(黒)
	志願校種	縦																		
受験番号	15cm																			
	横 20cm																			
中学校保健体育	→	中(赤)																		
高等学校保健体育	→	高(黒)																		
特別支援学校中学部保健体育	→	特中(赤)																		
特別支援学校高等部保健体育	→	特高(黒)																		
技術	<p>ものづくり実技試験</p> <p>※ 作業のできる服装を準備してください。</p>																			
中学校教諭	家庭	<p>食生活及び衣生活に関する実技試験</p> <p>※ 実習着(エプロン等)、三角巾、裁縫用具一式を準備してください。</p>																		

高等学校教諭	家庭	<p>(ア) 調理 以下の調理及び食材の下処理より当日指定します。調理は複数指定する場合があります。 ①ゆで物 ②煮物 ③蒸し物 ④焼き物 ⑤炒め物 ⑥寄せ物 ⑦汁物 ⑧あえ物 ⑨食材の下処理 ※ 実習着、三角巾を準備してください。</p> <p>(イ) 被服製作 以下の4作品より当日指定する1作品を製作します。 ①ハーフパンツ ②甚平 ③シャツ ④女物ひとえ長着 ※ 実技試験では、これらの作品を縮小したり、部分指定をしたりする場合があります。 ※ 裁縫用具一式を準備してください。</p>
	特別支援学校教諭	特別支援学校中学部・高等部の実技は、それぞれ上記中・高等学校に準じます。

(2) 第二次選考試験

ア 小学校教諭、中学校教諭及び養護教諭受験者

- (ア) 期 日 令和5年9月9日(土) 小学校教諭受験者及び中小併願者
令和5年9月10日(日) 中学校教諭受験者及び養護教諭受験者
- (イ) 試験会場 福島市立渡利小学校、福島市立杉妻小学校、福島大学附属小学校
※ いずれかの会場を指定します。
- (ウ) 内 容 模擬授業(養護教諭は場面指導)、小論文、個人面接
- (エ) その他 日程等の詳細は第一次選考試験合格者に対し、結果通知と併せて連絡します。

イ 高等学校教諭受験者

- (ア) 期 日 令和5年9月16日(土)～18日(月)のうち指定する2日間
- (イ) 試験会場 福島県教育センター
- (ウ) 内 容 模擬授業、小論文、個人面接
- (エ) その他 日程等の詳細は第一次選考試験合格者に対し、結果通知と併せて連絡します。

ウ 特別支援学校教諭受験者

- (ア) 期 日 令和5年9月16日(土)～17日(日)
- (イ) 試験会場 福島県立福島明成高等学校
- (ウ) 内 容 模擬授業、小論文、個人面接
- (エ) その他 日程等の詳細は第一次選考試験合格者に対し、結果通知と併せて連絡します。

5 新型コロナウイルス等感染拡大防止について

- 日頃から、新型コロナウイルス等への感染予防と体調管理に努めるとともに、健康観察を行ってください。
- 選考試験当日、試験会場にアルコール手指消毒液を設置しますので、手指消毒や手洗い等を実施するとともに、試験会場での不必要な会話等は控えてください。マスクの使用は各自の判断とします。
- 試験会場は、換気のために窓やドアを開放することや冷房を使用することがありますので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- 今後、追加の変更や連絡がある場合には、随時、福島県教育委員会のウェブページに掲載いたしますので確認してください。

6 配点、評定及び評価方法

(1) 配点及び評定

ア 第一次選考試験

[一般選考]

校種等・教科	筆答試験		実技試験	書類審査
	教科試験 (教科に関する教職 教養問題を含む)	教職教養 (共通)		
小学校教諭	110 (国語・算数・英語 (リスニングを含む)各20、音楽・体育各5、社会・理科・図画工作・家庭各10)	30	なし	点数化や評定は行わない

中学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語	120	30	なし
	保健体育	80	30	40
	音楽、美術	50	30	70
	技術、家庭	70	30	50
高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、情報、農業、工業、商業、水産、福祉	120	30	なし
	保健体育	80	30	40
	音楽、美術	50	30	70
	家庭	70	30	50
養護教諭	120(養護専門)	30	なし	
特別支援学校教諭	小学部、中学部、高等部については、それぞれ小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭と同じ。			

※ 中小併願者の小学校教科試験は、国語 20 点、算数 20 点 計 40 点

[特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考]

校種等・教科		筆答試験	実技試験	書類審査
		教科試験 (教科に関する教職教養問題を含む)		
小学校教諭		110 (国語・算数・英語(リスニングを含む) 各20、音楽・体育各5、社会・理科・ 図画工作・家庭各10)	なし	点数化や 評定は行わ ない
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語	120	なし	
	保健体育	80	40	
	音楽、美術	50	70	
	技術、家庭	70	50	
高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、情報、農業、工業、商業、水産、福祉	120	なし	
	保健体育	80	40	
	音楽、美術	50	70	
	家庭	70	50	
養護教諭		120(養護専門)	なし	
特別支援学校教諭	小学部、中学部、高等部については、それぞれ小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭と同じ。			

※ 中小併願者の小学校教科試験は、国語 20 点、算数 20 点 計 40 点

[特別選考Ⅲ・特別選考Ⅳ]

校種等・教科	筆答試験	実技試験	個人面接	書類審査
高等学校教諭 (特別選考Ⅳは特別支援学校教諭高等部を含む)	なし	なし	A～Eの 5段階	点数化や 評定は行わ ない

イ 第二次選考試験

小論文	模擬授業 (※)	個人面接	書類審査	身体検査
50	A～Eの 5段階	A～Eの 5段階	点数化や評定は行 わない	適否

※ 養護教諭は場面指導

(2) 評価方法

ア 第一次選考試験

	種別	評価方法
一般選考	筆答試験	各教科等の素点の合計をそのまま用います。 小学校教科試験の国語、算数は一定レベル以上であること。
	実技試験	種目ごとに設定した評価基準に基づいて評定し、定められた点数に換算します。
	書類審査	総合的な選考の資料として用います。
特別選考Ⅱ・大学推薦特別選考	筆答試験	各教科等の素点の合計をそのまま用います。 小学校教科試験の国語、算数は一定レベル以上であること。
	実技試験	種目ごとに設定した評価基準に基づいて評定し、定められた点数に換算します。
	書類審査	総合的な選考の資料として用います。
特別選考Ⅲ・Ⅳ	個人面接	設定した評価基準に基づき、2名の面接者がA～Eの5段階で評定します。 【評価の観点】指導力、人間的な魅力、教育に対する情熱や意欲 等

イ 第二次選考試験

種別	評価方法
小論文	設定した評価基準に基づき、3名の採点者がそれぞれ50点満点で採点し、その平均点を用います。 【評価の観点】主題や課題の理解、論述の仕方や視点、構成、表記 等
模擬授業 (養護教諭は場面指導)	設定した評価基準に基づき、複数の評価者がA～Eの5段階で評定します。 【評価の観点】教材に対する理解力、実践的な指導力、表現力 等
個人面接	設定した評価基準に基づき、複数の面接者がA～Eの5段階で評定します。 【評価の観点】指導力や専門性、教育に対する情熱や使命感、倫理観 等
書類審査	総合的な選考の資料として用います。
身体検査	総合的な選考の資料として用います。

7 出願手続き

(1) 出願書類 志願者は、次の書類をすべて取りそろえて番号順に提出してください。

提出書類	所定用紙	留意事項
志願書	所定用紙①	「志願書記入上の注意」に従って記入してください。 ・ 選考区分に応じて、該当する所定用紙を使用してください。 一般選考：所定用紙①-A 特別選考Ⅰ(教職経験者特別選考)：所定用紙①-B

	(所定用紙⑬)	<p>特別選考Ⅱ(臨時的任用職員等経験者特別選考)：所定用紙①-C 特別選考Ⅲ(スポーツ・芸術等特別選考)：所定用紙①-D 特別選考Ⅳ(社会人経験等特別選考)：所定用紙①-E 大学推薦特別選考：所定用紙①-F</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真は縦40mm×横30mmとし、上半身、無帽で令和5年4月1日以降に撮影したもの。裏に校種等・教科(科目等)・氏名を記入した上で、志願書の所定欄にはがれないようにしっかり糊付けしてください。 ・ 第一次選考試験免除を希望する場合 第一次選考試験免除の資格(「3(8)ア」参照)を有し、第一次選考試験免除を希望する場合は、志願書(所定用紙①-A)を使用し出願するとともに該当欄に○印と前回受験した際の受験番号を記入してください。 特別選考Ⅰの志願者も第一次選考試験免除となります。志願書(所定用紙①-B)を使用して出願してください。 ・ 英語教科試験における加点を希望する場合 英語教科試験での加点の資格(「3(8)イ」参照)を有し、英語教科試験での加点を希望する場合には、志願書の該当欄に○印を記入してください。 ・ 「情報」免許状取得に係る加点を希望する場合 「情報」免許状を有し、教科試験での加点を希望する場合には、志願書の該当欄に○印を記入してください。(「3(8)ウ」参照) ・ 複数免許状取得に係る加点を希望する場合 小学校教諭、中学校教諭志願者で、複数免許状取得での加点の資格を有し、教科試験での加点を希望する場合には、志願書の該当欄に○印を記入してください。(「3(8)エ」参照) ・ 特別支援学校との併願を希望する場合 特別支援学校を第二志望とする資格(「3(8)オ」参照)を有し、特別支援学校を第二志望とする場合は、志願書の該当欄に○印を記入してください。 ・ 中学校と高等学校との併願を希望する場合 中学校と高等学校との併願をする資格(「3(8)カ」参照)を有し、中学校と高等学校との併願を希望する場合は、志願書の該当欄に○印を記入してください。 ・ 中学校における小学校との併願を希望する場合 小学校を第二志望とする資格(「3(8)キ」参照)を有し、小学校を第二志望とする場合は、志願書の該当欄に○印を記入してください。 ・ 教科「情報」との併願を希望する場合 「情報」を第二志望とする資格(「3(8)ク」参照)を有し、「情報」を第二志望とする場合は、志願書の該当欄に○印を記入してください。 ・ 地域採用枠を希望する場合 地域採用枠を希望する資格(「3(8)ケ」参照)を有し、地域採用枠を希望する場合は、志願書の該当欄に○印を記入してください。 ・ 特別支援学級枠を希望する場合 特別支援学級枠を希望する資格(「3(8)コ」参照)を有し、特別支援学級枠を希望する場合は、志願書の該当欄に○印を記入してください。 ・ 合理的配慮の提供を申請する場合 所定用紙①には合理的配慮の提供の有無を記入し、所定用紙⑬に申請する配慮の内容について記入してください。 ・ 臨時的任用職員の希望について 「臨時的任用職員としての採用」の欄に、本年度(令和5年度)における福島県公立学校の臨時的任用職員(講師等)としての採用希望の有無を記入してください。 なお、希望者には、後日連絡させていただくことがあります。 (令和6年度の講師申込の手続きについては、別途お知らせします。)
職歴	所定用紙②	所定用紙②の「注」に従って記入してください。職歴のない場合でも提出が必要です。
志願者登録シート	所定用紙③	「志願者登録シート記入要領」に従って記入してください。

定型はがき(63円はがき又は63円切手を貼った同様のもの) 2枚(「願書受付通知書」、「受験票」を各はがきに貼付)	所定用紙④	<ul style="list-style-type: none"> 所定用紙④にある「願書受付通知書」と「受験票」を切り取り、別々のはがきの裏面にそれぞれ糊付けしてください。(はがれないようしっかり糊付けしてください。) また、はがき表面には送付先(志願者の郵便番号、住所、氏名)を明記してください。(宛先の氏名には敬称「様」を必ずつけてください。) 受験票用紙には、受験区分・志願校種等・受験教科(選択科目等)・氏名を必ず記入してください。
教員免許状のコピー等	所定用紙⑤	<ul style="list-style-type: none"> 所有する教員免許状のコピー(A4判用紙を使用し、表、裏をそれぞれコピーする。裏面に記載事項がない場合は表のみ。教員免許状がA4判以外の場合は、A4判に拡大又は縮小する。)又は授与した都道府県教育委員会が発行した免許状授与証明書を提出してください。 特に、小学校教諭、中学校教諭志願者で、複数免許状取得での加点を希望する場合は、該当する教員免許状のコピー等を忘れずに添付してください。 結婚等で免許状の姓が現在の姓と異なる場合は戸籍抄本(志願者本人分の原本)も提出してください。 現在、出願に必要な校種等、教科の免許状取得中の者は、教育職員免許状取得見込証明書(所定用紙⑤を使用するか、大学所定の証明書)を提出してください。 なお、通信制大学において免許取得中で、見込証明書が発行されない場合は、在籍証明書又は在学証明書を提出してください。 (出願後の入学予定は、免許取得中とは認められません。) <p>※ 各大学等において、免許取得に必要な単位数を必ず確認してください。</p>
職歴証明書 (特別選考Ⅰ用)	所定用紙⑥ -a	<p>特別選考Ⅰの志願者のみ提出してください。</p> <p>所定用紙⑥-aで任命権者(教育委員会等)から勤務証明を受けてください。 (勤務先の校長ではありませんので注意してください。)</p>
職歴証明書 (特別選考Ⅳ用)	所定用紙⑥ -b	<p>特別選考Ⅳの志願者のみ提出してください。</p> <p>所定用紙⑥-bで任命権者(事業主、教育委員会等)から勤務証明を受けてください。</p> <p>教員としての職歴を証明する場合、勤務先の校長ではありませんので注意してください。</p> <p>複数の職場での職歴の証明が必要な場合、所定用紙⑥-bは任命権者ごと異なる用紙で勤務証明を受けてください。</p> <p>特別選考Ⅳの受験資格(「3(5)イ(7)」参照)のうち、福島県の公立学校における臨時的任用職員(常勤講師等)の期間は、所定用紙⑦-bを提出してください。</p>
受験資格申告書 (特別選考Ⅱ用)	所定用紙⑦ -a	<p>特別選考Ⅱの志願者のみ提出してください。</p> <p>該当期間における辞令のコピーについては、出願時に提出する必要はありません。(詳細については、第二次選考試験受験者に連絡します。)</p>
受験資格申告書 (特別選考Ⅳ用)	所定用紙⑦ -b	<p>特別選考Ⅳの志願者のうち、福島県の公立学校における臨時的任用職員(常勤講師等)の期間を受験資格(「3(5)イ(7)」参照)とする場合のみ提出してください。</p>
特別選考Ⅲ 実績報告書	所定用紙⑧	<p>特別選考Ⅲの志願者のみ提出してください。</p> <p>実績を収めた大会等の参加資格や規模が記載されているもの(大会実施要項等の写し等)及び実績の詳細が証明できる新聞記事、表彰状等の写し(A4判の大きさに拡大又は縮小)を添付してください。</p>
特別選考Ⅳ 実績報告書	所定用紙⑨	<p>特別選考Ⅳの志願者のみ提出してください。</p> <p>受験資格(「3(5)イ(4)」参照)に該当する独立行政法人情報処理推進機構が行う試験の合格証書又は合格証明書の写し(A4判の大きさに拡大又は縮小)を添付してください。</p>
障がいのある志願者への合理的配慮の提供に関する申請書	所定用紙⑬	合理的配慮の提供を希望する志願者のみ提出してください。

「身体障害者手帳」等のコピー	合理的配慮の提供を希望する志願者のみ、本人であることと等級が分かるページのコピーを提出してください。
英語検定等証明書のコピー	英語教科試験における加点の資格(「3(8)イ」参照)があり、加点を希望する場合は提出してください。
教科「情報」の免許状のコピー	教科「情報」の免許状を取得している者で、加点を希望する場合は提出してください。

※ 第二次選考試験受験者は、上記の他に、第二次選考試験当日、「教員採用身体検査書」(所定用紙⑩)等の提出が必要となります。詳細については、該当者に連絡します。

※ 提出書類に記載された志願者に関する個人情報、教員採用に関する業務にのみ利用します。

(2) 出願上の注意

ア 出願に必要な各書類をもれなく取りそろえ、前記(1)の順に重ねて、**角形 2 号の封筒に入れ**、封筒の表面に赤で「教員採用志願書」と書いて、必ず**簡易書留又は一般書留で郵送してください**。なお、**持参提出や宅配便等では受理しません**。

イ 出願書類不備のものについては、受け付けないことがあります。

ウ 受験資格の要件を欠くことが判明した場合は、受験資格を失います。

エ 出願書類に虚偽の記載等が認められた場合は、合格を取り消します。

オ 第一次選考試験免除の資格を有し、第一次選考試験免除を希望する場合、下記(3)の出願受付期間内に出願してください。

カ 出願書類は志願者が各自提出することを原則としますが、各大学等において志願者の提出書類をとりまとめ、全員分を一括送付することも可能です。その際、提出書類の不備がないか確認してください。

キ 出願書類の受付後、6 月中旬までに「願書受付通知書」を、6 月下旬までに「受験票」をそれぞれ送付します。提出書類に不備がある場合は、「願書受付通知書」で連絡しますので確認してください。

また、「受験票」により、受験番号、第一次選考試験の免除、英語教科試験における加点、複数免許状取得による加点、「情報」の免許状所有による加点について連絡します。

なお、7 月 3 日(月)までに「受験票」が届かない場合は、「**14 問い合わせ先**」まで連絡してください。

(3) 出願受付期間及び出願書類送付先

ア 出願受付期間

令和 5 年 5 月 1 日(月)から 5 月 22 日(月)まで

(5 月 22 日の消印有効。5 月 23 日以降の消印のものは受理しません。)

イ 送付先

小学校教諭・中学校教諭・養護教諭志願者

〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 福島県教育庁義務教育課 教員採用担当

高等学校教諭志願者

〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 福島県教育庁高校教育課 教員採用担当

特別支援学校教諭志願者

〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 福島県教育庁特別支援教育課 教員採用担当

8 選考試験結果の通知等

(1) 第一次選考試験の結果は、8 月末日までに福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、各人宛に通知します。発表日の詳しい日時は、第一次選考試験の際に連絡します。

(2) 第二次選考試験の結果は、10 月末日までに福島県庁前掲示場に採用候補者名簿登載者の受験番号を掲示するほか、各人宛に通知します。発表日の詳しい日時は、第二次選考試験の際に連絡します。

(3) 選考試験の結果については、第一次・第二次選考試験とも発表日から 1 ヶ月間、福島県教育委員会のウエ

ブページで合格者及び採用候補者名簿登載者の受験番号を公開します。

また、第一次選考試験では筆答試験及び実技試験の平均得点を、第二次選考試験では小論文の平均得点をそれぞれ公開します。(アドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>)

- (4) 選考試験結果の得点等開示は、選考結果の可否とともに各人宛に通知します。内容については以下のとおりです。

	開 示 内 容
第 一 次 選 考 試 験	・筆答試験及び実技試験の得点 ・特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳの受験者は個人面接のランク(A～Eの5段階) ・不合格者の中での総合ランク(A～Cの3段階)<不合格者のみ>
第 二 次 選 考 試 験	・身体検査(提出されたもの)の適否 ・小論文の得点 ・模擬授業(養護教諭受験者については場面指導)、個人面接のランク(A～Eの5段階)

9 採用について

- (1) 第二次選考の結果、「令和6年度福島県公立学校教員採用候補者」を、「採用候補者名簿A(以下、候補者名簿A)」と「採用候補者名簿B(以下、候補者名簿B)」の2種類に分けて登載します。
- (2) 「候補者名簿A」に登載された者は、原則として、令和6年4月1日付で採用します。
- (3) 「候補者名簿B」に登載された者のうち、令和6年4月1日付で採用となる者は令和5年11月末までに候補者名簿Aに繰り上げになる場合があり、その際は個別に採用通知を送付します。

候補者名簿Bに登載された者のうち、令和5年11月末までに候補者名簿Aに繰り上げとならなかった者は、令和7年度採用候補者選考試験(令和6年度実施)において募集のある校種等、教科(科目等)で、本年度と同一の志願種別・校種等・教科(科目等)で志願する場合に限り、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除されます。ただし、この取扱いは候補者名簿B登載者に該当した年度の翌年度に限るものであることに注意してください。

なお、令和7年度採用候補者選考試験(令和6年度実施)において第一次選考試験の免除を受けようとする者は、**本年度の受験番号が確認できる書類(受験票、第二次選考試験結果通知等)を保管しておいてください。**

また、臨時的任用職員等になることを希望する場合は、「令和6年度臨時的任用職員等採用候補者名簿」に登載します。

10 次年度第一次選考試験の免除について

本年度、第一次選考試験に合格(併願の場合は第一志望が合格)した者で、第二次選考試験を有効に受験して名簿登載にならなかった受験者(採用辞退者を除く。)については、令和7年度採用候補者選考試験(令和6年度実施)において募集のある校種等、教科(科目等)で、本年度と同一の校種等、教科(科目等)を志願する者は、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除されます。

ただし、この取扱いは、第一次選考試験に合格して第二次選考試験を受験し、**名簿登載にならなかった年度の翌年度に限る**ものであることに注意してください。

なお、令和7年度採用候補者選考試験(令和6年度実施)において第一次選考試験の免除を受けようとする者は、本年度の受験番号が確認できる書類(受験票、第二次選考試験結果通知等)を保管しておいてください。

11 大学院前期(修士)課程進学予定者・大学院前期(修士)課程1年生への採用候補者名簿登載の猶予について

本年度、第二次選考試験に合格した者で、国内の大学院・教職大学院前期課程に進学する予定者又は在籍中の者は、所定の手続きを行うことにより最大2年間、採用候補者名簿登載を猶予します。

なお、猶予については、猶予期間が終了したのちは、福島県公立学校新規採用教員になること、及び申し出の猶予期間内で合格した出願区分の校種・教科等の専修免許状を取得することを条件とします。もし、取得できなければ、名簿登載の猶予を取り消すとともに、名簿には登載しません。

名簿登載猶予を希望する者は、別紙<名簿登載猶予申請の手続き>を参考に、出願時に「**名簿登載猶予願い**」(所定用紙⑩)を提出してください。

12 問題の閲覧

下記の場所で、本県公立学校教員採用候補者選考試験第一次試験筆答試験問題(教科試験、教職教養試験及び小論文)及び解答例(教科試験及び教職教養試験)を閲覧することができます。

また、本年度実施の本県公立学校教員採用候補者選考試験については、第一次試験筆答試験問題(教科試験、教職教養試験)及び解答例(教科試験及び教職教養試験)を令和5年9月4日(月)より閲覧することができます。

閲覧場所	所在地	電話番号
福島県県政情報センター	福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎1階	024-521-7052
県中県政情報コーナー	郡山市麓山一丁目1-1 県中地方振興局内	024-935-1214
県南県政情報コーナー	白河市昭和町269 県南地方振興局内	0248-23-1503
会津県政情報コーナー	会津若松市追手町7-5 会津地方振興局内	0242-29-5214
南会津県政情報コーナー	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 南会津地方振興局内	0241-62-5204
相双県政情報コーナー	南相馬市原町区錦町1-30 相双地方振興局内	0244-26-1115
いわき県政情報コーナー	いわき市平字梅本15 いわき地方振興局内	0246-24-6005
福島県立図書館	福島市森合字西養山1	024-535-3218

13 勤務条件等

(1) 給与(令和5年4月1日現在 新卒の場合)

	大学院(博士課程)	大学院(修士課程)	4年制大学	短期大学
小・中学校教諭	295,628円	252,808円	230,152円	206,868円
県立学校教諭		252,704円	230,048円	203,544円

※ 上記の金額は、給料月額、教職調整額、義務教育等教員特別手当の合計です。

※ 6月、12月に期末手当、勤勉手当が支給されます。また、一定の要件を満たす場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

(2) 勤務時間

週 38 時間 45 分

(3) 休暇

年次有給休暇は1年につき20日です。ほかに、病気休暇や特別休暇(産前産後休暇、夏季休暇、子育て休暇、結婚休暇など)、介護休暇等があります。

(4) 福利厚生

結婚するとき、子どもが生まれるとき、病気やケガをしたとき、災害にあったときなどに、所定の給付を受けることができます。また、人間ドック等の事業も充実していますので、安心して教員生活を送ることができます。

14 問い合わせ先

福島県教育庁 〒960-8688 福島市杉妻町2-16
 小・中学校教諭、養護教諭に関する事 → 義務教育課 教員採用担当
 電話 024-521-7761
 高等学校教諭に関する事 → 高校教育課 教員採用担当
 電話 024-521-7770
 特別支援学校教諭に関する事 → 特別支援教育課 教員採用担当
 電話 024-521-7765

※ 問い合わせは平日の午前8時30分～午後5時15分をお願いします。
 (土曜日・日曜日・祝日は閉庁です。)

15 令和7年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験(令和6年度実施予定)予告

令和7年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験(令和6年度実施予定)について、以下のように一部を変更して実施する予定です。

【複数免許加点における条件の追加】

小学校教諭、特別支援学校教諭小学部の一般選考、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の志願者で幼稚園教諭免許状を取得している、又は取得見込みの者は教科試験において加点します。

【司書教諭資格を有する者への加点の導入】

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の一般選考、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の志願者で司書教諭の資格を有する者は教科試験において加点します。